

千葉県総合救急災害医療センター まりん保育室

ご利用のしおり兼重要事項説明書



〒 261 - 0024

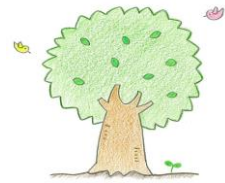
千葉県千葉市美浜区豊砂 6 - 1

TEL : 0 4 3 - 2 3 9 - 3 3 3 3

【 ライクこども理念 】

のびやかに育て 大地の芽

あたたかな環境の中で、一人ひとりの心に寄りそい
人や物・自然との豊かな出会いや体験を通して
生きていく力を育てます。



【 保育目標 】

- 自分で考え行動できる子ども
- 思いやりのある子ども

【 保育方針 】

- 子どもの思いや気づきに共感し、自分でやろうとする気持ちを育む
- 一人ひとりの個性、発達段階を的確にとらえ関わる
- 身近な大人や友だちとの関わりを通して社会性を育てる
- 自然とのふれあいを通し、命の大切さを伝える
- 保護者と連携し、子どもの成長を共に支え見守る

◇ 保育施設の概要

- 施設概要 乳児室 1 室 19.00 m² 保育室 2 室 54.80 m²
 病児室 2 室 10.50 m² その他 104.7 m²
 総面積 189.00 m² ※屋外遊技場（庭園）有

- 保育日 通常保育 月曜日～土曜日
 夜間保育 火曜日、木曜日
 ※日曜、祝日、12/31～1/1 は閉室

- 保育時間 【月極保育】
 通常保育 7：30～19：00
 夜間保育 15：00～翌 11：00
 【一時保育】
 月極保育 7：30～19：00
 夜間保育 15：00～11：00
 【リフレッシュ保育】
 利用の際は事前承認が必要です。リフレッシュ利用は、利用希望日の当日
 のお預かりに余裕がある場合のみ、利用可能です。勤務の為の利用の方が
 優先ですので、お断り（または日程調整のご相談を）させていただく場合
 もございます。ご理解、ご了承の程、宜しく願いいたします。
 月曜日～金曜日 7：30～19：00
 ※1 時間でも可
 ※利用の上限：1 か月 3 回まで

- 保育対象・年齢 ●千葉県総合救急災害医療センターに勤務する職員が養育するお子さま
 ●0 歳児（生後 57 日を経過）から小学校入学前までの乳幼児

- 保育定員 25 名（一時お預かり保育を合わせた、保育可能な人数です。）

- 職員の配置 [0 歳児／1：3、1 歳児／1:6、2 歳児／1:6、3 歳児／1:20、4 歳以上児／1:30]
 「児童福祉施設最低基準」により児童数に拘わらず、保育者複数体制

○ 保育料

区分	保育料
通常保育のみ	1,000 円/日、13 日以上は 13,000 円/月
夜間保育のみ	2,000 円/日、8 日以上は 16,000 円/月
一時保育	1 回/1 児童：1,000 円
リフレッシュ保育	1 回/1 児童：1,000 円

※通常保育と夜間保育を合わせてご利用の場合は、それぞれの上限に加えて、合計 20,000 円/月を上限とします。

※月極保育で保育料が上限に達している方も、リフレッシュ保育を利用した場合は、別途保育料の負担が必要です。

○ 保育料以外の費用とお支払い

月極利用の方は、保育園から渡される封筒に入れて直接園までご持参ください。

一時保育の方は、お子様に預ける際に保育士にお渡しください。

○ 補水代

100 円/1 日 ※13 日以上ご利用の場合は、1,300 円を上限とします。

○ お弁当、おやつ

お弁当：各家庭でご用意をお願いいたします。

おやつ：各家庭でご用意をお願いいたします。

○ 運営事業者 ライクキッズ株式会社

本 社：〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティ 17 階

TEL：03-6431-9966 FAX：03-6431-9974

URL：<https://www.like-kd.co.jp/>

担当）本社運営部

◆◇1日の流れ（例示）◇◆

時間	0歳	1～2歳	3歳以上
7:30	順次登所 視診・検温 あそび ミルク	順次登所 視診 あそび	順次登所 視診 あそび
9:30	睡眠 あそび *保育者と一緒に安心して遊びます。一人ひとりの発達に合わせ生活リズムを整えていくようにします。	おやつ あそび *だんだん歩行が安定してきて活動範囲も広がります。体をたくさん動かしたり、友だちとの関わりが少しずつ増えていきます。	おやつ あそび *今日は何をしようかな？考え工夫しながら遊びをひろげていきます。
11:30	離乳食	食事	食事
12:30	睡眠 ミルク	お昼寝	お昼寝
15:00	検温	めざまめ おやつ	めざまめ おやつ
16:00	あそび 夕方のあそび ミルク	あそび 夕方のあそび	あそび 夕方のあそび
19:00	降室	降室	降室

※お子様一人ひとりに合わせた保育を心がけます。



◇ 年間行事予定（例示）

4月		10月	秋の遠足
5月	春の遠足・子どもの日	11月	個人面談
6月	保護者懇談会	12月	クリスマス会
7月	七夕まつり	1月	お正月遊び
8月		2月	豆まき
9月	お月見	3月	ひなまつり

※毎月、誕生会・避難訓練・身体測定を保育施設にて行います。

お子様の月齢に合わせて実施いたします。

上記内容については、変更・追加する場合があります。



◇ 食事・おやつ

- アレルギー対応につきましては、医師に相談の上、「保育施設における生活管理指導表」をご提出ください。
- ミルクをご用意ください。※授乳が必要な場合は、保育施設へご相談ください。

昼食	11：30頃
おやつ	9：30頃
	15：00頃



（注）上記の時間については、変更になる場合がございます。

◇御用意いただく物

*すべての持ち物に名前をお書きください

品名	0歳児	1歳児	2歳児	3~5歳児
ガーゼハンカチ（5ヶ月まで）	3~4			
口拭きタオル（6ヶ月から）	1	1	1	1
ビニール袋	2	2	2	2
パンツ			◎	3
肌着	3	3	2	2
着替え	3	3	2	2
食事用エプロン	1	1	1	
スタイ（よだれかけ）	3~5	*3		
紙おむつ	1パック	1パック	1パック	
おしり拭き	1ケース	1ケース	1ケース	
粉ミルク	*1缶（箱）	*1缶（箱）		
哺乳瓶（大、小）乳首	1セット	*1セット		
コップ（うがい用）		◎1	1	1
歯ブラシ（キャップ、ケース不要）	◎1	◎1	◎1	1
置き靴	*1			
毛布（冬期のみ）	*1	*1	*1	*1
バスタオル（シーツ用と掛け用）	2	2	2	2
防災頭巾	1児童1枚			

*は必要に応じてお持ちください。

◎は保育施設からの連絡後お持ちください。

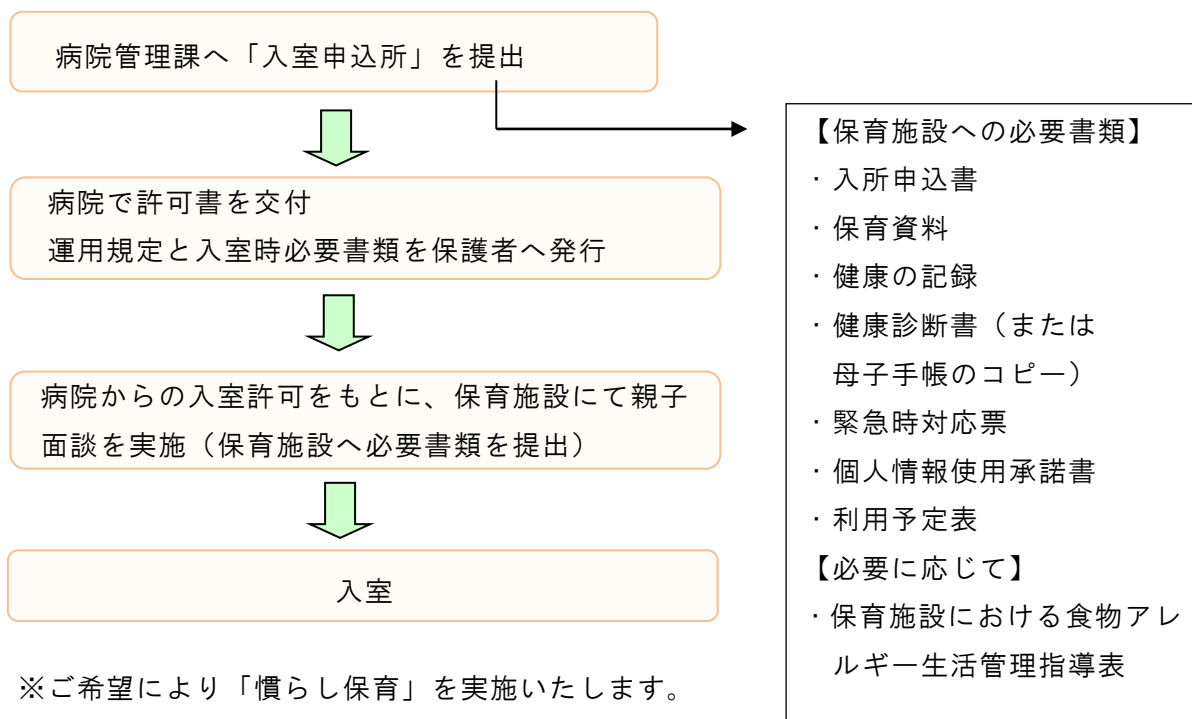
※すべての持ち物に名前を書いてください。

※オムツは定期的に補充願います。

※連絡帳はこちらで用意しますので、毎日お持ちください。



◇ **入所までの流れ**（利用申込から利用開始となるまで、原則2週間を要します。）



◇ **御利用に当たって**

1. 保育の利用者は、翌月1ヵ月分の「利用予定表」を **25日まで** に必ずご提出下さい。
利用予定表の予定時間は、15分単位でご記入ください。
保育者のシフトは提出された予定表を基に作成しますので、期日までの提出に、ご協力を宜しくお願いいたします。
2. 利用予定の変更（追加、キャンセル）について
利用予定表を提出後、勤務変更等のやむを得ない事情が発生し、利用日の変更が生じた場合は、速やかに保育施設へご連絡ください。
 - ① **追加(変更)** 保育の追加（変更）利用については、予定変更がわかり次第すぐのご連絡にご協力ください。保育者の手配の関係上、対応できない場合があることをご了承ください。
 - ② **キャンセル** 利用予定日の前開所日 17:00 までに必ず保育室にご連絡ください。
※予定がわかり次第ご連絡いただけますと幸いです。
3. 当日の延長保育について
当日、急に延長せざるを得ない時には、お迎え予定時間より前に、必ず保育所へ連絡して下さい。

4. 慣らし保育について

入職、復職前に限り、最長3日間まで慣らし保育（半日程度の保育）をご利用できません。ご希望の際は、事前にご相談ください。

5. 健康診断について

お子様の健康診断を入所時及び年2回（半年ごと）と、法令で定められています。

- 診断結果のコピーを保育施設へご提出ください。
- 入所時は、3ヶ月以内の母子手帳の検診欄コピーも可。

入所後の2回の健康診断につきましては、各自で受診してください。

6. 登降所について

1) 送り迎えは、原則として保護者の方とします。送迎に来られる方が通常と異なる場合は、必ず送迎に来られる方のお名前（フルネーム）を事前に保育者へお伝え下さい。

2) 保育施設の入口は、常時施錠してありますのでインターフォンを押してください。保育者がお名前を伺いますので、お応えください。

7. 登所の時

1) お子様の健康状態などで気になることがあれば伝えてください。

2) 連絡ノートやタオルは所定の場所へ置いてください。

3) 食べ物やおもちゃ、お金は持ってこないようお願いします。

8. 降所の時

1) ロッカー内（衣類の補充等）の確認をしてください。

2) 掲示板やその他の連絡事項を必ずご確認ください。



9. 連絡の必要な場合

1) 遅刻、早退、お休みをされる場合は、必ず保育施設へ御連絡ください。体調が悪い場合は、お子様の状態（発熱、発疹、下痢等）についてもお知らせください。

保育施設に保育者が不在の場合には、留守番電話に用件を入れて下さい。

2) お届けの勤務先（部署）と違う場所で勤務される時、異動（勤務先変更）があった時、住所等に変更があった時にも、必ず連絡先をお知らせください。

3) 退所の際は分かった時点で保育所へご連絡をお願いいたします。

◇ 御家庭との連携

1. 登所時に保育者にご家庭でのお子様の様子をお伝えください。降所時には保育施設でのお子様の様子をご連絡いたします。
2. 連絡帳に食事・活動・睡眠など、保育施設での様子を記入いたします。ご家庭での様子もお書きください。
3. 保育所日より、お知らせ等を発行いたします。
4. 保護者懇談会や個人面談を実施します。
5. 保育施設のことでお気づきのこと・改善して欲しいこと・悩み等がありましたら、ご遠慮なく保育者にご相談ください。



◇ 病気について

下記の場合は、原則お預かりできません。

- ・発熱 38℃以上（リフレッシュ保育の場合は、37.5℃以上）
- ・ひどい下痢、嘔吐等
- ・以下の伝染性の病気は、登所できません。

※医師による治癒した旨の証明を受けてから登所させて下さい。

意見書が必要な疾病

	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱・天然痘(痘瘡)・ペスト クリミア・コンゴ出血熱・ジフテリア 南米出血熱・マールブルグ病・ ラッサ熱・急性灰白髄炎(ポリオ) 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス 属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイ ルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその 血清亜型が H5N1 であるものに限る) 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症・新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエン ザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認 めるまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症 パラチフス・流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認 めるまで

- 保育中に具合が悪くなった場合は、お迎えをお願いすることがあります。
また、その際の受診は、保護者の方をお願いいたします。
- 予防接種直後の登所はお控えください。
- 意見書が必要ではない感染症についても、感染拡大防止の為、医師の診断後の登所をお願いいたします。

*出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。
例えば、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指し、日数を数える際は発症した日は含まず「翌日を第1日」と数えます。
「解熱した後3日」の場合の数え方も同様です。

◇ 保育施設での与薬

原則として保育施設での与薬依頼をお断りしています。病院での受診時に、自宅での服用で済むよう医師にご相談ください。

ただし、やむを得ない理由の場合は、以下の条件を満たしている場合のみ、薬剤情報提供書（処方箋のコピー）あるいは処方されたお薬の袋と「与薬依頼書」を直接保育者にご提出いただき、お薬をお預かりして投与いたします。

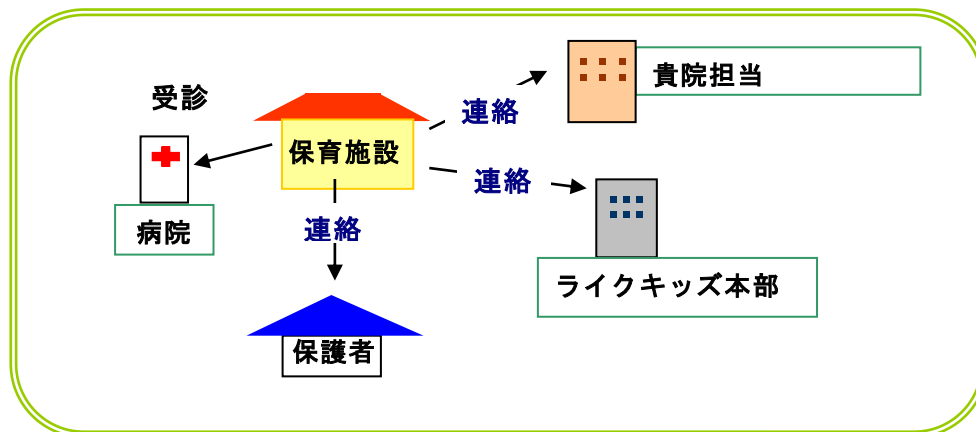
1. 医師、歯科医師または看護職員が、以下を確認していること。
容態が安定している。医師または看護職員による連続的な容態の経過観察が必要でない。専門的な配慮が必要ない。
2. 医師、歯科医師または看護職員が、これらの免許を有しない者による医薬品使用の介助ができることを本人または家族に伝えていること。
3. お子様を診療した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したもので、これまで投与したことがあり異常がなかった薬であること。
4. 以前処方してもらい飲み残していた薬、市販薬、解熱剤（経口薬・座薬）、座薬、症状（熱が出たら、咳が出たら、痙攣が起きたら等）を保育者が判断して与薬しなければならないものでないこと。
5. 薬は1回分ずつに分け、お子様のお名前を記入していること。
(点眼・鼻・耳薬は密封できる袋に入れ、袋にもお名前をご記入ください。)

※喘息の吸入はお受けしておりません。

※お預かりした「与薬依頼書」に基づいた投与によって事故等が生じた場合は、法的な責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

◇ お子様が怪我をされた場合

万が一お子様が怪我をされた場合は、保護者の方にご連絡の上、保育者が千葉県総合救急災害医療センターで受診させていただき保護者の方へ連絡いたします。



◇ 補償制度

お子様の怪我等には十分注意して保育に当たりますが、万が一怪我や設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクキッズ（株）の加入している総合補償制度により補償させていただきます。

持病扱いのもの等、保険対象外となる場合もございます。

賠償責任保険

＜賠償責任保険＞	
【施設・生産物】	【受託物】
対人/1事故/10億円	対物/1事故/1,000万円
対物/1事故/10億円	

傷害保険

＜傷害保険＞
死亡・後遺障害/100万円
入院/日額/1,500円
通院/日額/1,000円

◇ 防犯等

- 保育施設の入口は、常時施錠してあります。
- 侵入者があった時の訓練を定期的を実施しております。
- 散歩の時には職員が防犯ブザーを携帯しています。

◇ 提携医療機関

提携医療機関： 千葉県総合救急災害医療センター

所在地： 千葉県千葉市美浜区豊砂 6-1



◇災害に備えて

1. まりん保育室の広域避難場所は、浜田公園です。
2. 災害時には災害用伝言ダイヤルを活用いたします。
 - 1) お子様の引き渡し場所を明確にするため、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用いたしますので、ご自宅及び保育施設の電話番号でメッセージを御確認ください。
 - ①保育施設から避難所に避難した時は保育施設の電話番号にメッセージを残します。
 - ②お子様が医療機関へ搬送された時は、御自宅の電話番号にメッセージを残します。
 - 2) 災害用伝言ダイヤルの使用方法
(伝言の再生方法)

ダイヤル	ガイダンス
171	こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルしてください。
2	被災地の方は御自宅の電話番号、又は被災地以外の方は被災地の方の電話番号をダイヤルしてください。 00-0000-0000
1# 再生開始	新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返す時は8の後井を、次の伝言に移る時は数字の9井を押してください。

3. 災害用伝言ダイヤル（伝言の例）
 - 1) 保育施設に残した伝言
「こちらは、千葉県総合救急災害医療センター まりん保育室です。▽▽ちゃんは、x x x x x (避難場所)へ避難しましたのでお迎えは避難所の方をお願いいたします。」
 - 2) 自宅の電話番号に残した伝言
「こちらは、千葉県総合救急災害医療センター まりん保育室です。△△君は□□(病院名)へ搬送されましたので、病院に直行してください。」
*災害用伝言ダイヤルは、公衆電話及び一般電話からお掛けください。
*携帯電話は、一部対応していない機種もあります。

◇個人情報取り扱いについて

ライクキッズ株式会社では、児童および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ）及び関連法令等を遵守し、個人情報の適正な取り扱い、管理及び保護に努めます。

1. 利用目的

- (1) 児童の保育に関する業務
- (2) 保育所運営管理に関する業務
- (3) 保育所運営費等の請求および収受に関する業務
- (4) 受託先との契約および依頼に基づく業務
- (5) 保護者への児童の活動情報の提供・サービス提供に関する業務
- (6) 監督官庁への各種届出、法律に定めるところに関する業務
- (7) その他業務上必要と認められる事項

2. 個人情報の第三者への提供

当社では、『個人情報保護法』第 23 条に規定されている下の各号に該当する場合、および利用目的の範囲内で業務上必要な場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3. 個人情報開示等の問い合わせ

当社は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去の要求がある場合には、法令に従い対応します。又、開示には、本人（保護者）確認および申請理由を確認させていただきます。ただし、法令等に反する場合や当社の業務の適正な実施に支障をきたすおそれのある場合は、要求に応じられないことがあります。

【個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先】

担当：ライクキッズ(株) 個人情報保護担当

電話：03-6431-9966（代表） FAX：03-6431-9756



◇ 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の早期発見は、子どもの人権を守り、心身ともに健全な成長のために重要事項となっています。保育園にその業務の性格上、虐待の早期発見と適切な子育て支援が求められています。また保育園は園児に対し身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行いません。

1. 虐待の発生予防

- ・ 保護者の育児負担が軽減するように子育て支援を行います。
- ・ 育児不安を和らげる目的で保護者同士の交流の場を設けます。
- ・ 保育に携わる者として、子育ての悩みについての相談と助言を行います。
- ・ 地域活動を通じ、子育て家庭が地域で孤立しないように働きかけます。

2. 虐待の早期発見

- ・ 子どもを注意深く観察します。生活リズム、睡眠、食欲、しぐさ、言葉使い、遊び方、友だち関係、親子関係等に現れる虐待の兆しを見逃さないようにします。

3. 虐待の通報

- ・ 虐待と思われるケースを発見した場合は、虐待防止法に基づき、事実確認を待たずに通報いたします。通報元は秘匿いたします。

4. 虐待の定義

「児童虐待の防止等に関する法律」では以下のことを虐待と定義しています。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げる減食、又は長時間の放置、保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に対する暴言、拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

◎虐待の防止のための措置に関する事項

- 当保育施設は虐待の防止に関する研修を受講しています。
- 当保育施設は虐待の防止のためのマニュアルを作成しています。

◇ 保育施設に関する窓口

病院の窓口は病院管理課となります。

何かございましたら病院管理課へご相談ください。